

## ふるさと納税問題に係る市長による説明

本日は、お忙しい中、お集りいただきまして、ありがとうございます。

ふるさとの納税問題につきましては、温泉利用券の基準違反に端を発し、令和4年5月から2年間の制度指定取り消しを受けました。

そして、この違反が起こった原因などを調査するため、弁護士や大学教授からなる第三者調査委員会を設置し、調査を進め、さる9月7日に、第三者調査委員会が約1年にわたる調査を終え、洲本市のふるさと納税問題に係わる業務に加え、これらに関する事務処理、さらに改善等を目指すための28の提言等も含めた、最終調査報告書をお受けしました。

この調査報告書をお受けした時に、私の口から市民の皆さま方に説明いたしたく、説明会を開催いたしました。

どこに問題があったのか、また、問題を受けての市の対応、28の提言に向けた取組などについてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今般のふるさと納税の指定取り消しにより、ご迷惑とご心配をおかけいたしました市民の皆さま、返礼品提供事業者の皆さまに、この場をお借りし、心よりお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

まず、はじめに、約1年半前の令和4年4月、洲本市は、総務省からふるさと納税の指定団体の取り消しを受けました。ふるさと納税が受け入れできる自治体から除外されたというものです。その期間は、令和4年5月から令和6年4月までの2年間です。

制度が取り消しとなった理由は、ふるさと納税の返礼品は、寄附額の3割以下、あとの説明では「3割基準」という表現で説明いたしますが、その寄附額の3割以下という基準を超えて返礼品を提供していたというものです。この違反行為があったため指定の取り消しとなりました。

ここで、ふるさと納税の仕組みについて少し説明いたします。

ふるさと納税は、基本的に自分が応援しようという自治体を選んで、その自治体に寄附をすることによって、本来、自分の住む自治体や国に納めなければならない税金を納税したものとみなされるという制度です。

例えば、1年間で本来なら30万円の税金を納めなければならない人が、そのうちの10万円を自分の応援しようとするA自治体に寄附をすると、10万円が納税されたものとみなされます。そして、A自治体があらかじめ用意している返礼品を寄附者に送る。そういう仕組みになっています。ただし、この返礼品は基本的にA自治体内で採れた産品や製造された物産品、また提供されるサービス等に限られるというものです。一般的これらの返礼品は『ふるさと産品』などと呼ばれています。

日本国中のほとんどの自治体が、この制度の適用を受けており、その自治体内で採れた物産

品や製造物、サービスなどを提供しています。『ふるさと産品』と称されるものを、いかにうまく提供するかで、ふるさと納税の寄附額が左右されるといわれています。

あわせて、ふるさと納税には、その自治体で採れる産品や製造物を全国に広く発信できるという効果、また、ふるさと産品の販売を通じて、その自治体の経済振興をもたらすこと、さらに当該自治体の財源が確保できるというものです。一般的には寄附額の約5割が財源として残ると言われています。

本市は、ふるさと納税の指定団体から昨年5月に指定取消を受けましたが、この取り消しを受けるまで、ふるさと納税として全国からご寄附をいただいております。

本市がふるさと納税としてご寄附をいただいた金額は、平成30年度が約14億円、令和元年度が約24億円、令和2年度が約54億円、令和3年が約78億円と急激な伸びが見られました。当時、兵庫県内ではこの寄附額はトップとなっており、全国ランキングでもトップ10以内に入っているという状況でした。

しかし、問題は、このふるさと納税の寄附を集めるために行ってきた行為が、明らかな制度違反であったということで、併せて、組織としてのガバナンスを欠くような行為が繰り返されていたことが、先般、出された、ふるさと納税問題第三者調査委員会の報告書の中で示されました。

今日の説明会では、どのような状況であったかを、ふるさと納税問題第三者調査委員会からのご指摘のもとに、きちんとご説明しようというものです。あわせて、この調査委員会から、改善に向けてのご提言をいただいております、それらに対する現時点における、市の考え方をご説明しようというものです。

改めて説明することでもありませんが、『第三者調査委員会』とは、不祥事等が起こった際に、その原因究明や再発防止策を検討するなどの目的で設置される機関で、民間なら経営側などに関与されない者で、今回の場合は市の執行部などから関与をうけないというもので、独立して、利害関係をもたない者で組織されたものです。

第三者調査委員会は、弁護士2名、大学教授1名で組織され、さらに後日に、専門委員として公認会計士1名が加わりました。

調査は、昨年、令和4年9月に始まり、本年9月まで実施されました。それらによって、最終報告とご提言を受けたものが、本日、お配りをさせていただいております『最終報告書』であります。

この調査にあたり、返礼品のご提供いただいております関係の皆さまをはじめ、たくさんの方々に多大なご協力をいただきました。改めて感謝申し上げます。

それではどのような問題があったかということについて説明をさせていただきます。

まず『3割基準』という表現については、冒頭でも、少し説明をし、繰り返しになりますが、返礼品の調達については、その返礼品の調達費は寄附額の3割以下でなければならないという規定があります。

寄附をする側に立って観察してみると、よりお得感のあるふるさと産品を探して、そのような産品

が提供されている自治体に寄附をしようとする傾向があります。

例えば、通常、市中で流通している商品で、1箱が3万円で売られているような商品があったとします。これをその自治体に、10万円を寄附することで1箱3万円の産品が送られてくるのであれば問題ありません。ところが10万円を寄附することで2箱、概ね6万円程度に換算される返礼品が提供されたとします。そうすると、注目を集め、寄附額は増えていくこととなります。これらが地元で本当にその価格で2箱、調達できるのであればいいのですが、寄附額を増やすために調達費が3割を超えてしまうのは基準違反です。

同じように、普通は10万円の寄附で1箱、3万円相当が返礼品として提供されるものが、例えば、6万円の寄附で同じように1箱、3万円相当の返礼品が提供されるとすれば、これにも寄附が集まるようになります。しかしながら違反行為です。更に、バーゲンセールのような形で、期間を限定して、この期間だけ、先ほどのように6万円で1箱3万円相当の返礼品が提供されたとするなら、これにも寄附が集まるようになりますが、違反行為です。

これらの違反行為が洲本市は意図的になされていたという指摘がありました。また、返礼品の事業者の皆さまには、返礼品は寄附額の3割以内であることを明確に説明できていなかったとも指摘がなされています。

合わせて、調達費の3割基準とともに、定められていたものがあります。

それらは『ふるさと産品』を箱詰めしたり、包装したりする梱包費や返礼品を送る送料などですが、これらについては、総額で寄附額の5割以内という基準があります。

つまり、10万円の寄附をいただいた場合、返礼品そのものの調達費は3万円以内で、それらをご寄附された寄附者の皆さまに提供するための包装料や梱包費、送料等を含めて5割以内、この場合なら10万円の寄附ですので5万円以内ということになります。

寄附額を増やすことに注力したため、これらが厳格に守られていなかったという指摘でした。これらの改善策として提言1～提言4までが示されています。

①梱包費も寄附額の3割以内とされる調達費に含めること、②送料は運送業者を指定して実費精算にすること、③寄附額、調達費等はICTを活用して監視すること、④参加事業者の皆さまに3割基準について丁寧に説明する体制を整えて実施するべき。というものであります。

次に、地場産品基準について説明をいたします。

地場産品基準とは、洲本市が提供するふるさと納税の返礼品については、『洲本市内において生産されたもの』という規定が定められています。

ごく自然な基準であると理解するものです。例えば、四国のどこかで良い商品がとれるからといって、これを洲本市の返礼品にするとか、徳島で開催される阿波踊りの栈敷席の鑑賞券を返礼品に加える等といった行為は、当然ながら違反行為です。これらの取扱いには色々な基準が定められています。

ところが、これに関して、返礼品をご提供いただく参加事業者の皆さまに対して、この地場産品基準が明確に伝えられていなかったこと、更に、返礼品等に係る募集要項に『洲本市に縁のある』

などとする曖昧な説明がなされていて、地場産品基準が拡大解釈できるような土壌があったことが指摘されています。

この制度の範囲内において、市側として返礼品のご提供をいただく参加事業者の皆さまに明確に基準をご説明し、ご理解を得ておかなければならないことであつたと考えるところです。

これらが拡大解釈されるようになると、基本的に『洲本市において生産されたもの』という基準の<sup>たが</sup>籠が外れてしまう結果になりかねません。

これらの改善策として提言5～提言9までが示されています。

まず、『洲本市に縁のある』などの曖昧な<sup>あいまい</sup>表記をなくし、参加事業者の皆さまに地場産品基準を丁寧に説明すること。洲本市産を明確にする「商品ラベル」の提出や、定期的な確認をする施策、牛肉の返礼品では「個体識別番号」の明示を義務付けるなどのご提言でした。

これらを受けて、市で行う改善策として、ふるさと産品の返礼品をご提供いただく際の募集要項を改正し、ふるさと産品の調達について拡大解釈ができるような表現を取り除くこと、あわせて、解釈に融通が利くような<sup>あいまい</sup>基準の表記を無くすようにしていくこととしています。

ここまでで、本市へふるさと納税をしていただいた場合にご提供する返礼品に関することについてご説明をしてきました。

これらについて、お渡した報告書にも記載されていますが、ふるさと納税の指定が取り消しとなった令和4年4月時点で、本市がふるさと納税の返礼品として寄附者の皆さまにご提供できる商品の数は1,195品目ありました。

このうち、先ほどもご説明した3割基準違反や5割基準違反、また、地場産品基準違反に該当する商品が、373品目ありました。全体の31.21%が基準違反であつたとされています。基準適合の品は、822品目で68.78%でした。これは、返礼品の約1/3が基準違反で提供されていたと報告されたこととなります。

返礼品をよりお得感があるように見せたり、更に、魅力あるものに見せたりして、より多くの寄附を集めようとしていたと解釈できるものと言わざるを得ません。

ふるさと納税制度の指定を受けて、ふるさと納税を受けている全国の自治体が、寄附額を増やすために色々な商品開発を手掛けており、様々な工夫をしている状況にあります。

しかしながら、違反行為は許されるものではありません。まずは、これらの基準を厳格に守るという姿勢を貫くことから始めなければならないと考えるものです。

次に、利用券と在庫に関わる問題です。

ふるさと納税の返礼品として活用する各種の利用券、例えば、温泉利用券、商品券などですが、これらの発行を市が行っていたことです。

また、市が産品などを直接購入し、または、各種の利用券を自ら発行するために、在庫を抱えてしまっていたとされていて、それらの在庫管理が極めて杜撰<sup>ずさん</sup>であつたと指摘されています。

例えば、ふるさと納税の寄附を受けた際の通常の取扱いであれば、サービス等をご提供いただ

く事業者様に対して、ふるさと納税のご寄附をいただいた時点で、3割基準等に相当する対価をお支払いして、ご提供いただく事業者様から、ふるさと納税寄附者の皆さまに返礼品やサービスが提供されることとなります。

ところが、これまでは一部のものですが、洲本市がそれらの利用券を発行していました。温泉利用券については、市が発行することとしたため、それらが温泉旅館などで使用されてから、市への請求がなされることになるため、使用されるまで、債務が市の方に残されることとなります。

これらの改善策として、提言 10 から提言 11 が示されています。

まず、返礼品に関して、市による各種利用券の発行を禁止すること。

さらに、返礼品に関して、市が一切の在庫を抱えることを禁止することのご提言でございます。

これらを受けて、市で行う改善策として、ふるさと産品の返礼品として、各種利用券を市が発行することを中止し、返礼品は寄附者が返礼品を選択した時点で、返礼品事業者様に発注することとします。更に、返礼品等に関して、市が事前に購入すること、つまり市が在庫を抱えることをなくすようにするという考えでいます。

次に、市が各種利用券を発行したり、在庫を抱えてしまっていたという内容について、不適切な事務処理がどのようなものであったかを説明いたします。

まず、おせち料理についての問題です。これは令和3年 10 月におせちセット 2,000 食分を発注したことから始まります。当然ながらおせち料理ですから令和4年のお正月にあわせて対応しようとしたものであります。本来の方法であればおせち料理をふるさと納税の返礼品としてポータルサイト等に掲げ、これらに対しての申し込みを受けそれに合わせて数量を発注することが通常の方法です。ところが現実には必要数を十分に精査しないまま 2,000 食分を申し込みがあるものと見込んで発注してしまったことが間違いでした。

さらに契約書が作成されておらず物品購入に必要な手続きである議会の議決がなく、またどのように使用されたかということが今日においても極めて不透明な状況となっています。

次に玉ねぎスープについての問題です。

これは令和4年4月に約 63 万本、約 3,400 万円分を購入しました。令和4年 12 月で約 47 万本の在庫を抱えていました。温泉利用券の発送等に同封して「おまけ」という感覚で提供していたというものです。さらにその管理が杜撰<sup>ずさん</sup>であったことや購入に必要な手続きである議会議決を経っていませんでした。玉ねぎスープについては消費期限があるものでしたから期限遅れで処分をしまわないようにフードバンク等へ提供し現在、在庫は無くなっています。

次に『クオカード』です。

これはアンケートの回答者や寄附者に配布されていたものです。現在は 300 円券、500 円券合わせて約6万枚、約 2,600 万円相当を保管しています。

次に『ふるさと洲本応援商品券』です。

これはふるさと納税の返礼品として登録されていたものですが、温泉利用券の発送時におまけ

として同封されていたことが報告されています。

現在は、約 15,500 枚を保管しています。また、当該商品券を使用してプリンターとパソコンを購入していたものですが、これについても購入に必要な手続きである議会議決を経っていませんでした。当該商品券は使用されたときに債務になるものであり各種の利用券を市が発行することを禁止していることから今後も使用されることはないため物理的には廃止することになります。

次に、『おまけ』に関わる問題です。

これは、お食事券、コーヒー・洋菓子セット、淡路島産銘菓セット、各種利用券などが、おまけと称して通常の返礼品に追加して提供されていたというものです。

それらについては、寄附額の多い寄附者を対象に実施されていたことなどが指摘されています。おまけと称して返礼品を意図的に追加して送付した場合は、違反行為になると言わざるを得ません。

これらを考えると、返礼品として明示されたもの以上の産品を送付する行為は、サービスを提供して、よりお得感のある印象等を誘導し、さらに寄附額の増加を目論んだとも解釈されることが考えられます。

また、問題は、これらが市の業務の範疇<sup>はんちゆう</sup>で行われてきたということに、大きな問題があります。

これらの改善策として、提言 12 が示されています。

まず、返礼品に関しての『おまけ』を禁止するというものです。

当然ながら、市で行う改善策として、『おまけ』とされる返礼品の追加やサービスは一切、取り止めにしていく考えでいます。

次に、業務体制に関わる問題です。

まず、寄附額、調達費、送料などのデータの把握、請求書のチェックなど、適切な発注管理ができていなかったと指摘されています。

次に、業務運営のマニュアルがなく、俗人的な経験によって業務がなされていたこと。また、市の職員が温泉利用券の発注業務や『おまけ』の封入業務を実施していたこと。

ふるさと納税でご寄附をいただいた方々に対して、手続き処理として必要になるワンストップ特例制度への対応などに、膨大な事務量を職員がこなしていく作業は、異常な勤務状態であったと指摘がなされています。

ふるさと納税業務において、ICT化への対応が遅れていたことが指摘されたところでは。

これらの改善策として提言 13～提言 17 までが示されています。

まず、コンサルタント会社などによる業務分析を実施して、業務をマニュアル化し、ICT活用、更に業務のアウトソーシング化をすることと、返礼品等提供事業者様においても、ある程度のICT対応を求め、業務の効率化を図るように指摘されています。

また、返礼品等提供事業者様の再公募や、取扱いが不適切な事業者に対する処分規則等の

整備、職員の研修体制の確立などを指摘しています。

これらを受けて、市と返礼品事業者様の双方において、ICT化などを取り込み、効率的な業務に仕組みを構築すること。次に、法令基準等に厳格に準拠して募集要項を整理し、参加事業者の再公募を考えています。また、職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施していくことを予定しています。

ふるさと納税が一定の件数を超え、また、寄附額においても相当数の受入れがあるような場合、職員が直営でこれらに対応していくことは、日常業務と並行して行うことになり、極めて厳しい状況と考えられます。今後、それらへの対応を検討する必要があるものと考えるところです。

次に、会計と監査に関わる問題です。

まず、ふるさと納税関連の支出について、所管課が独断で決裁し、事務処理を執行していたこと。通常なら、決裁を進めて行く中において、いくつかの上席の判断がなされ、更に、会計支払いの段階においても、判断やチェックがなされるはずであったものが、ほとんど機能しておらず、それがために、必要とされる議会判断などもなされることなく、業務が執行されてきたことが指摘されています。

これらにあっては、不適切な内容が確認できた時点で、後付けになりますが、例えば、議会にご提案するなどの取扱いにしてきたところと見えます。

また、これまで、ふるさと納税の所管課が、ふるさと納税の業務に加えて、産品発信事業や移住定住事業などを担当していて、予算執行上の区分が極めて曖昧な状況であったと指摘されました。

本来的に行政の業務においては、目的別に予算を執行していく状況が整理されていなければならないところと見えます。しかしながら、ふるさと納税関連としては考えにくい所管外の業務についても、執行されてきたことが明らかになってきています。

これらの改善策として提言 18～提言 20 までが示されています。

会計手続を正常に戻すことは当然のことです。個別外部監査制度を導入して、ふるさと納税業務の監査を実施する体制を作ること。

さらに、ふるさと納税業務を担当する課は、その業務に専念することとして、予算執行上の事業区分の明確化をするように指摘されています。

これらは、いずれも市の組織内部で対応することであり、組織改編や業務の執行体制の変更、決められた手続き、ルールに基づいて厳正に事務執行することで、改善がなされるものと考えるところと見えます。また、必要に応じて、内部だけで判断することなく、外部からの監査も導入するようにとの指摘と理解しているものです。

これらを受けて、会計手続はもちろんのこと、法令厳守の理解を改めて組織内部で徹底し、市の条例や規則などに確実に準拠していくこと、それらの姿勢を確立していくことにあると考えています。さらに、外部監査制度の導入の検討をすること。組織改正や事業区分の見直し、必要な人事異動などを実行しながら、事業区分の分割・明確化を進める考えとしています。

次に、内部統制やガバナンスに関わる問題です。

これは、組織内部における大きな不備を指摘したものです。

まず、内部統制やチェック機能が働かず、ガバナンス不全であったと指摘されています。

議会も行政を監視する機能が不十分であったこと。公益通報の仕組みが機能していなかったことが指摘されています。

内部統制とは、表記のとおり、

- ① 業務の有効性や効率性を高めること
- ② 財務報告の信頼性を高めること。
- ③ 法令遵守
- ④ 資産の保全

というのですが、法令遵守や財務報告の信頼性を確保するという点において、不適切な取扱いが繰り返されていたにも関わらず、歯止めをかけるチェック機能が働かなかったことの指摘です。

更に、ガバナンス不全として、統治や管理が十分になされておらず、管理・監督職の権限が果たされていないことが指摘されています。

これらの改善策として提言 21～提言 24 までが示されています。

ふるさと納税制度の再開にあたっては、新たな独立した委員会から意見を聞いてはどうか、また、総務省への報告は外部委員を含めた委員会が定期的に事後評価してはどうか、外部委員を含めた委員会が不適切な事業者への対応や行政への改善策を指導してはどうか、公益通報制度の実効性を担保するような取組みなどを行ってはどうか、といった提言でありました。

これらは、いずれも市の組織で今後の行政運営にあたっての検討・対応を求めるもので、内部だけで対応することではなく、外部委員を含めた委員会等を設置して意見を求め、適宜評価を仰いでいくことであり、また、内部通報の機能を有効に発揮させること等の指摘があったと理解しています。

これらを受けて、外部からの視点や専門的な知見からの必要性を検討していきます。

そして、内部通報制度を職員に周知し、利用しやすい体制を整備していこうとする考えであります。

次に、寄附者に対する特殊な取扱いに関わる問題です。

これは、まず、洲本市民が洲本市にふるさと納税をした場合、返礼品を提供していたという問題です。法令の定める基準では、市民の寄附に対しては返礼品を提供してはならないと規定されているにもかかわらず、市民に対して返礼品を提供していたと指摘がなされています。

また、ポイント制と称して、寄附を受けた際にポイントを発行して、寄附者の好きなタイミングで、返礼品と交換できるというシステムを採用し、返礼品と交換されるまでは、ポイント残額は市の債務として残るといった不備を指摘したものです。

法令で禁止されている市民への返礼品の提供があったこと、次に、ポイント制をとることで市の債務がいつまでも残るようになること、大口の寄附者に対する独自のポイントを与えるような優遇した取扱いを行っていたこと等が指摘されています。

これらの改善策として提言 25～提言 27 までが示されています。

市民の寄附者への返礼品の提供は禁止すること、ポイント制を採用しないこと、さらに、大口の寄附者を優遇するような特別の対応を、今後は禁止するように、というご提言でございます。

これらを受けて、市民の寄附者への返礼品は禁止、更に、ポイント制や大口寄附者に対する特別な取扱いを禁止していくという考えをもっています

次に、返礼品を伴うふるさと納税制度への復帰の時期に関わる問題です。

5割基準があることは前段で少し説明しました。

5割基準とは、寄附額の3割以下と定められている返礼品代金や送料、人件費などを含めた事務経費の年間総額が、年間の寄附総額の5割以下であるという規定があるというものです。

また、温泉利用券は市が発行しており、寄附をされた個人が保有をしています。

寄附者が宿泊施設を利用した際に、温泉利用券を使用し、それらが市に請求されることで、市の支払いが生じることになります。つまり、温泉利用券が使用されるまで、市に債権が残る状況になります。現在、市中に出回っている、市の債務として残っているものは約8億円分あります。

今後、未利用の温泉利用券の債務残高によっては、調達費として3割基準や、全体経費として納税額の5割基準に含まれることになるとすれば、これをもって基準違反となる可能性が考えられます。これらを勘案すると、債務残高が残る状況においては、一定額以上の相当の寄附を集めなければ、基準違反となり、再度、指定取り消しを受ける可能性があるという指摘でありました。

改善策として掲げられた提言 28 では、「未利用の温泉利用券やポイント制等による債務残高がある程度少なくなってから、返礼品をともなうふるさと納税制度への復帰を行うべきでないか」との指摘がなされています。

温泉利用券の有効期限は寄附をしてから3年間であります。

これらのことから、まずは未利用の寄附者に対する早期使用のお願いをすること。

また、事業者の皆さまへの協力も仰ぎながら、債務残高の減少が早急に進むような手立てをうつ必要があるものと考えているところです。

報告書の中では不適切な事務処理が行われた背景事情、根本的な問題として次のように示されています。「市長、副市長ら幹部はコンプライアンス意識が低く、法令遵守面でのリーダーシップが欠如していた。寄附受入額の増加を歓迎し、元課長を評価し、方針・手法等を容認してきた。これが元課長の増長を招き、様々な違法、不適切な事務処理に繋がったことは否めない」と記されています。

また、元課長への過度な権限の集中について、報告書では、『寄附金を集める業務』と『寄附

金を使う業務』の双方の権限が、元課長に実質的に帰属し、発言権を強める結果を生んだ。元課長に権限が集中する中で、他の者が計画を把握できない状況が生じた。元課長の独断専行的な業務遂行に、誰も口出しできないような状況に陥った結果、種々の法令違反等の問題が容認、放置されてきたと推測する」と記されています。

また、内部統制システムの機能不全については、報告書では、「各種違反が生じた背景には内部統制システムの機能不全が認められる。決裁制度も機能不全であった。各部門の担当者が責任を果たせなかった理由は、多額の寄附を獲得してくる所管課への忖度や法令遵守の意識の低さがあげられる。」と指摘をされています。

さらに、担当課には、事務マニュアルや事務フローが存在せず、職員は元課長の指示された事務をこなしていたという状況にあったと指摘されています。

これらを考察するとき、問題9の復帰時期に関してのご指摘を除いて、問題8までの内容について、法令違反に該当する取扱いがあったこと、そういうご指摘が4件と、行政組織内部での取扱いやガバナンス不全、コンプライアンス不足を指摘し、管理・監督職の職務が適正に執行していなかった。これらから生じるというものの問題の指摘が4件であったと考えるものです。

組織内部の改善に向けた取り組みには、すぐにでも実行していかなければならないと認識しているものです。

ふるさと納税が増えていくことで、業務量が膨大に増加していったことが伺えます。

その中で、色々な業務が増加していき、さらに所管外ともとられかねない業務も手掛けていて、その中で手続きや事務処理等が的確に、正確に、そして法令や基準にそって、きちんと執行されてこなかったことが今回の指定取り消しと大きな問題になったものと考えています。

どこに問題があったのかというところですが昨年の4月にふるさと納税の指定取り消しを受けました。取り消しの期間は冒頭でも申し上げましたが令和4年4月(説明会中に令和6年4月に訂正)末までの2年間であります。

改めて、指定が取り消しとなった原因をまとめてみるとすると寄附額の増加を目論み、寄附額の増加に異常に注力したこと、担当者に権限が集中してしまい、これが自在に、独断で対応してしまったこと、それらの不適切な処理や対応、状況が把握できず、管理・監督ができなかった私に責任があると考えるところです。

改めて、申し訳なく心からお詫びを申し上げます。

関係者の懲戒処分については令和5年3月に関係者の懲戒処分を行いました。

組織上の問題点を改善するということから始める必要があると理解をしています。

当然ながら、組織の改正や人事異動が生じてくるものです。

そのうえで、コンプライアンス意識の醸成を図り、職員相互における信頼関係の回復に努め、併

せて、市民の皆さまへの信頼回復を進めていかなければならないと考えているところです。

それらの改善がなされた図られた段階で、はじめて、制度復帰への道が開かれるものと理解しているところであります。

市民の皆さまにおかれましては、厳しい目で市政を見守りいただきながら、引き続きご理解をいただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

今般は誠に申し訳ありませんでした。